令和元年度 契約実務研修

工事請負契約



《目次》

0	入札案件の進め方	·····P1
1.	工事請負契約とは何でしょうか?	P2
2.	工事にはどのようなものがあるでしょうか?	·····P4
3.	「工事請負契約」と「売買契約」とはどのような違いがありますか?	P5
4 .	所で行える工事は、いくらまででしょうか?	P6
5.	起工の仕方は?	P7
6.	契約方法(入札と随意契約)の違いについて	P9
7.	希望制指名競争入札の場合どのようにして、希望者を募集すればいいでしょうか?	P11
8.	工事希望票兼予定監理技術者等調書とはどのようなものですか?	
	また、提出があったときのチェックするポイントは?	P12
9.	指名業者選定委員会とは?	P14
10.	指名業者に渡す指名通知はどのようなものでしょうか?	P16
11.	最低制限価格の設定方法は?	P17
12.	入札保証金や契約保証金は納めさせる必要がありますか?	P20
13.	契約変更事務について	P22
14.	前金払はどのようなときにできますか?	····P24
15.	下請の禁止とはどういう意味ですか?	·····P25
16.	ほかに物品等の契約との違いはありますか?	P26

入札案件の進め方

業者側

職員側 案件概要の決定 入札日程→P26 格付(発注等級·受付等級)→P14 配置予定技術者の確認→P12 希望申請要件の確認 最低制限価格の算出→P17 前払金の有無→P24 ☜ 案件登録・登録時起案文書作成 案件公表 希望申請 希望締切 業者選定 業者選定委員会等 ☜ 希望選定(任意選定)•案件別委員会文書作成 ☜ 実施時起案文書作成 ☜ 発注図書等登録•指名通知書発行 指名通知•設計図書送付 ·積算·入札 開札 ☜ 開札処理・保留 積算内訳書提出 ※代表者印入り 積算内訳書の確認→資料編 P2 ☜ 保留後結果登録 落札決定宣言(落札決定通知) ☜ 入札経過調書作成•契約文書作成 契約保証金についての確認→P20 (契約保証金納付書作成) 契約保証金納付(納付書提出) 又は 履行保証保険加入(保険証書提出) 契約書の取り交わし

で ・・・電子調達システム上の作業。具体的な操作方法は、

電子調達システムの操作マニュアルを参照すること。

☜ 契約確定入力

1. 工事請負契約とは何でしょうか?

「東京都工事施行規程」上の「工事」の定義は下記のとおりです。

- 一 工事とは、次のものをいう。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三 十九条第一項に規定する物品に係る口に掲げる作業及びハに掲げる修繕を除く。
 - イ 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事及びこれに附帯する工 事
 - ロ 製造、製作、運搬その他これに類する作業
 - ハ 工作物、船舶、機械等の修繕

(東京都工事施行規程 第2条1項)

ですので、予算科目上の15節「工事請負費」とは別です。

例えば「建物の原状回復を目的とする一部の修繕」は、予算科目上は<u>「一般需用費」</u>の修繕料に区分されますが、工事施行規程上は「工事」に該当する場合もあります。

(例:駐車場のブロック塀が壊れた場合、上記の定義で言えば、ブロック塀は自治法上の物品ではなく、「ハ 工作物の修繕」に該当するので、工事になります。)

また、「船」を買う場合も工事にあたります。

「船」は自治法上の物品に該当しません(公有財産に該当します)ので、工事施行規程上は、「ロ 製造」にあたります。「船」を買う場合は、予算科目上も<u>17節「公有財産購入費」</u>となります。

イメージとしては『造ってもらったものを買う』というところでしょうか。ちなみに総トン数20トン未満の船の場合は、東京都の決めでは工事ではなく、物品扱いです。20トンというと小さな釣り船くらいの大きさです。

「工事請負契約」の「請負」とは

請負とは、当事者の一方(請負人)が、ある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約することによって成立する契約です。(民法 632 条)

請負における仕事の完成は、その有形・無形を問いません。つまり、労務の提供によって得られる結果であれば、建築や船舶の製造あるいは、修繕、印刷などの有形のものだけでなく、音楽の演奏や建物の清掃などのような無形のものでも構いません。要は**仕事の完成・結果が契約の目的とされ、それに対して報酬が支払われる**ことに意義があります。

この点において、同じ労務供給契約とされる委任契約や雇用契約(労務そのものが目的)とは

性格を異にします。

また、印紙税法上、請負に関する契約書は第 2 号文書として、その記載金額に応じた印紙税が課税されます。

ですので、「工事請負契約」とは、請負人(業者)が工事を完成し、注文者(都)が工事の結果に対して報酬(工事代金)を支払う契約です。工事の完成とは、あるまとまった形に仕上げることをいうので、いくら労務を供してもまとまった結果が出なければ請負人が債務を履行したとはいえません。

参考:**委任**とは

委任者が相手方に財産の売買、賃貸借などの法律行為を委託し、受任者がこれを承諾することによって成立する契約です。(民法 643 条)

委任も請負・雇用とともに労務供給契約に属しますが、雇用は労務の供給自体が契約の目的であるのに対し、委任においては事務処理の手段として「労務の供給」が位置づけられています。

また、<u>委任は、一定の目的にしたがって事務を処理すること自体が目的であり、必ずしも仕事の完成を目的としない</u>ところに請負との区分が見出せます。

そして委任契約書は、印紙税法上の課税対ではありません。よって、工事監理業務委託契約は 通常、委任に関する契約として扱われ、収入印紙の貼付は必要ありません。

2. 工事にはどのようなものがあるでしょうか?

『建築工事・土木工事・設備工事』

これは工事の種類による分類です。

建築工事・・・建築工事、解体工事、防水工事、サッシュ工事など

土木工事・・・一般土木工事、道路舗装工事、河川工事など

設備工事・・・電気工事、空調工事、室内装飾工事、電話・通信工事など

通常使うのはこの、工事の種類による分類です。

「契約事務委任規則」も「発注標準金額」(この工事は何ランクというもの)も、この建築・ 土木・設備の分類によっています。

また、予定価格の積算方法も建築・土木・設備でそれぞれ違いがありますので、注意してください。

『直営工事・請負工事・委託工事』

直営工事・・・職員が行なう工事。今ではほとんど行われていない。

請負工事・・・施工業者と工事請負契約を締結して行なう工事

委託工事・・・工事対象物の所有者と委託契約を締結して、工事をしてもらう契約。

それほど数は多くない。

他局に施行委任をするものも委託工事に分類される。

例:AビルにB事務所が入っている場合

A ビルが B 事務所の持ちビルであった場合は、入札や見積競争を行い、C 工務店と工事請負契約を締結する。

しかし、B 事務所が店子で入っている場合は、A ビルのオーナーや管理会社と工事の委託契約 を結ぶ (負担金を払うということもある)。

どのような賃貸借契約を結んでいるかにもよるが、通常、簡易な修繕以外は勝手にできない契約になっているはずなので、A ビル管理株式会社とB 事務所が工事委託契約を結び、A ビル管理株式会社とC 工務店が工事請負契約を結ぶことになる。

3. 「工事請負契約」と「売買契約」とはどのような違いがありますか?

この二つを比較すると、多少理解がしやすくなるかも知れません。ここでは、契約の目的物・ 契約の相手方・契約期間中の問題、の3つを比較してみます。

①契約の目的物

売買契約の目的物は、工場などで大量生産された商品です。<u>既製品を買う</u>というようなイメージでしょうか。

工事請負契約は、特定の工事場所で、オーダーメイドで完成させるのが契約の目的です(「仕事の完成」は請負契約の特徴です。)。イメージとしては、<u>造ってもらったものを買う</u>、というところでしょうか。したがって、工事ではありませんが、めがねを買うという行為は法律上は売買契約ではなく、請負契約にあたります。

②契約の相手方

売買契約は、目的物の取り扱いを得意としているかどうかが重要です。従業員数や資本金などの規模は、適正な規模であればそれほど大きな要素となりません。ですので、Cランクの業者でもAランクの業者と競争できる場合も少なくありません。分かりやすくいうと、目的物の扱いが得意というのは、同じ小売でも魚が買いたいときは、八百屋さんではなく魚屋さんにという意味です。また、規模が決定的な条件ではないというのは、町の八百屋さんでも全国規模のコンビニと、価格面では十分対抗できるという意味です。

工事請負契約の場合は、工事種別、内容の得意不得意はもちろんですが、工事規模が重要な要素となります。**D.**Eランクの業者がAランク相当の工事を施工するのは不可能ではありませんが、かなり困難です。都庁舎を造るのは、ある程度の規模のところがJVを組んで施工するのが普通で、町の工務店ではおそらく無理でしょうということです。

③契約期間中の問題

売買契約は、問題が生じるとすれば、納品に関することが多くなります。出来ているものを持ってくるだけなので、数が足りないとか、納品場所を間違えたとか以外は、あまり問題になりません。

工事請負契約の場合は、契約期間・工期が一般的に長期にわたるため、地下から埋蔵物がでるなど予想外の事態が発生することがあります。このため契約変更が生じることも売買契約に比べ多くあります。また、災害対策や第三者に対する損害に関する問題なども出てくる場合があります。

4. 所で行なえる工事は、いくらまででしょうか?

局 長	建築工事 3億500万円未満		
	土木工事 2億5000万円未満		
	設備工事 4,000万円未満		
所長 (参事)	800万円未満(森林事務所・農業振興事務所の土		
	木工事=2億500万円未満)		
所長 (副参事)	400万円未満		

(東京都契約事務の委任等に関する規則 第11条)

3級事務所は、予定価格が400万円未満の工事です。

2級事務所は、予定価格が800万円未満の工事です。ただし、森林事務所・農業振興事務所は土 木工事に限り2億5000万円未満の工事が可能です。

予定価格がこれを超える場合は、局契約ないしは財務局契約になります。

局契約の場合は総務部総務課長あてに契約締結請求をしていただくことになります。この際の 注意点として、事案決定権限(処務規定)上、所から直接に契約締結請求をすることは出来ませ んので、必ず部を通して契約締結請求をしてください。

また、労働相談情報センター各事務所及び職業能力開発センター各校で所長(副参事)の権限を越える契約の場合は、各センター所長(参事)が契約することになります。

上記の金額は、最初の契約の予定価格であり、契約変更後の金額ではありません。

所契約締結案件にて、契約金額の増額変更により委任限度額を超えることになる場合でも、所で契約変更の処理を行います。(東京都契約事務の委任等に関する規則 第20条の3)

例えば、3級事務所で380万円の契約を結び、後日30万円の増額変更をするという場合は、所で契約変更をして構わないということです。

5. 起工の仕方は?

起工とは、工事を施工するための決定です。基本的な事務の流れは

- ① 計画、調査、(基本·実施)設計、積算
- ② 起工起案書の作成

となります。

まず、どのような工事をするかを計画し、必要な調査を行います。次に基本設計、実施設計と 移るのですが、簡単な工事では直接実施設計になったりします。設計ができたら積算です。

ここまでくると「起工書」を作成します。これには、東京都工事施工規程の、第3号様式を使用してください。起工書に記載する事項と必要な書類は、工事の概要、工期、工事場所、工事設計概括書、設計図面、工事(特記)仕様書、工事設計内訳書(工種別内訳書)などです。

次に、それぞれの事項について少し補足説明を記しておきますので、参考にしてください。

工事の概要とは、たとえば、「内部改修工事(建築、機械設備、電気設備)一式」など、本 当の概要です。

工期については、「契約確定の日の翌日から令和元年○月○日まで」と記載します。

ただ、工期(工事期間)を日数で数える場合(「契約確定の日から〇〇日間」という場合)は、初日不参入の原則により契約日はカウントしないので注意してください。また、土・日・祝日も日数にカウントしません。

仕様書については、物品や委託と少し違いがあります。

まず、工事にはよほど特殊な工事でないかぎり「○○工事標準仕様書」というのがあります。 この「標準仕様書」プラス「特記仕様書」で仕様書を構成しますが、起工書にも契約書にも「標 準仕様書」の方は付けません。もちろん請負者や入札参加者にも渡しません。

「標準仕様書」を前提にそれと違うところ、特別なところを特記仕様に盛り込むということになっています。実際に薄いものでも週刊誌、厚いものだと電話帳くらいの厚さがあるので、いちいち付けていられないというところもあります。

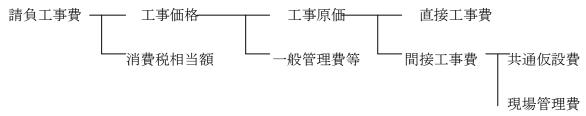
また、設計図書間で内容に相違がある場合の優先順位は、①質問回答書、②設計説明書、③特記仕様書、④図面、⑤標準仕様書となります。

契約目途額(積算+消費税及び地方消費税)の作成については、かなり複雑ですが、概略だけ記しておきます。

積算は

- ①積算基準
- ②建設資材定期刊行物(「建設物価」「積算資料」など)
- ③公表価格(カタログ価格) この場合はカタログ価格から10%以上を低減した金額を単価とする。
- ④見積価格
 - この場合は最低の見積価格から5%以上低減した金額を単価とする。
- この①から④の順番が基本です。しかし実際はカタログ価格の70%くらいが普通ですし、そこ

ら辺の判断は素人にはまず無理です。総務課施設担当に技術協力を求める等、専門的な知識が必要です。参考までに請負工事費の構成は次のとおりです。



直接工事費は概ね次の3つに分類されます。

(1) 材料費 数量 × 価格(入札時の市場価格)

材料の単位あたりの価格を単価といいます。

単価=買入価格+買入れに要する費用+購入場所から現場までの運賃

(2) 労務費 所要人員 一般に過去の実績によります。

労務賃金「公共工事設計労務単価」等を使用します。

(3) 直接経費 工事を施行するに直接必要とする経費です。 特許使用料、水道光熱電力料、機械経費等です。

共通仮設費は次のようなものです。

- (1) 運搬費 機械器具の運搬費用等です。
- (2) 準備費 準備(整地・除草等)や跡片付けに要する費用です。
- (3) 事業損失防止施設費 騒音等を防止するための施設の設置費等です。
- (4) 安全費 交通管理や安全施設に要する経費です。
- (5) 技術管理費 品質管理のための試験などの経費です。

現場管理費は次のようなものです。

- (1) 労務管理費 現場労務者の募集や厚生、作業用被服等の費用です。
- (2) 租税公課
- (3) 従業員給料手当 現場従業員の給料、諸手当です。
- (4) 法定福利費 労災保険料、雇用保険料、健康保険料等の事業主負担額です。

一般管理費等は次のようなものです。

- (1)役員報酬
- (2) 従業員給料手当 本店等の従業員に対する給料、諸手当です。
- (3) 事務用品費
- (4) 保険料 火災保険などその他の損害保険料です。

6. 契約方法(入札と随意契約)の違いについて

地方公共団体の契約締結方法は、以下の4つに限られる。(地方自治法第234条)(資料編P39) ①一般競争入札 ②指名競争入札 ③随意契約 ④せり売り

東京都の契約締結方式



一般競争入札

経済性確保の観点から、最も競争性の高い一般競争入札が原則とされている。

契約に関して必要とする条件を一般に公告し、不特定多数の者を誘引して、入札の申し込みをさせる方式により競争を行い、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方式。

希望制指名競争入札

契約案件を事前に公表し、入札参加希望を受け付けた上で指名を行い、入札の方法により 競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方式。 予定価格500万円以上の工事の場合、指名基準(工事請負契約)により**10者指名**が原則。 (例外あり) (資料編P46)

随意契約

随意契約を行うことができる場合は以下のとおり。

(地方自治法施行令第167条の2第1項) (資料編P40)

- ※ 同施行令上では9つ列挙されているが、東京都の工事請負契約で適用しているものは、実質以下の5つ。
- ① 予定価格が250万円未満のとき (少額随意契約)
- ② その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき (特命随意契約等)
 - ア) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないとき
 - ・製造者から直接買い入れるしかないとき
 - イ) 契約の目的物が特殊なものであるとき
 - ・芸術品の購入
 - ウ) 契約の目的物が代替性のないものであるとき
 - ・土地、建物の買い入れ
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(単なる事務の遅れ等には適用できず、あくまで自然災害等に限定)

④ 競争入札に付することが不利と認められるとき

- ア)関連契約・・・現に契約履行中の業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の削減等有利と認められる 場合 など
- イ)分割による買入契約・・・契約数量が多量であるため、競争によろうとすると入札に参加できるのは一部の大企業だけだとすると、場合によっては、価格をつり上げ売り惜しみするおそれがある場合、少数量に分割し随意契約をすることができる。
- ウ) 適期契約・・・従来買手市場であったものが、事変等で売手市場に変化しようとしているとき など

⑤ 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき

契約の相手方が、都が発注する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有している場合 など

契約制度改革による昨年度からの変更点

- ○入札後随意契約について
 - 再度入札を行って落札者が決定しない場合であっても、入札後随意契約は行わない。
- ○落札後辞退後随意契約の取扱い

落札決定後契約確定までの間に落札者が契約締結を辞退した場合であっても、落札後辞退 後随意契約は行わない。

- ○再度入札(見積)の実施回数
 - 再度入札の執行回数は、3回(開札の回数は4回)とする。
 - ※従前は2回(開札は3回)だった。
 - (平成30年5月23日付30財経総第346号「予定価格事後公表の実施及び関連する実施策の策定について」の一部改正について(通知))
 - ※事前公表案件については、全者の見積が超過した時点で不調となるため、再入札は発生 しません。

契約の方法に関しては、工事だから特別ということは特になく、基本的には物品等と同じよう に考えて大丈夫です。

ちなみに、国の会計法では②③④は「随意契約によるものとする」とされていますが、地方自治 法施行令では「**随意契約によることができる**」とされています。

7. 希望制指名競争入札の場合どのようにして、希望者を募集すればよいでしょうか?

希望制指名競争入札で希望者を募ることを「希望受付」と通常呼んでいますが、希望受付の前に対象案件を一般に「公表」する必要があります。

公表は指名業者選定の日の概ね一ヶ月前、少なくとも10日前までにする必要があります。 また、<u>工事(250万円以上の案件)の場合は予定価格も事前に公表します</u>。(平成30年5月23日付30財経総第345号「入札契約制度改革の本格実施」により実施する具体的に係る基本的な取扱いについて(通知))

公表の内容は、おおむね次のとおりです。

- ① 入札及び契約の方法(希望制指名競争入札 など)
- ② 工事の件名(○○○改修工事 など)
- ③ 工事場所(東京都〇〇区一丁目1番1号 など)
- ④ 工事の期間(契約確定の日から○年○月○日まで など)
- ⑤ 工事概要(2階パーテション設置工事一式 など)
- ⑥ 工事種別 (建築工事 一式 など)
- ⑦ 発注等級 (A格、B格 など)
- ⑧ 予定価格

公表の方法は、上記を記載した工事発注予定表を所定の場所に掲示します。また、入札情報サービスにも掲載します。このようにして、案件を公表すると同時に、どのように希望を受け付けるかも公表します(例:電子調達システムにて受け付ける。)。

※平成30年6月25日(月)以降に公表する案件から、予定価格が事前公表になりました。

8. 工事希望票兼予定監理技術者等調書とはどのようなものですか? また、配置予定技術者のチェックするポイントは?

「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(以下「希望票」)は規程集P.378~380を参照してください。これは東京都の様式ですので、議会棟地下の「東京都弘済会」で販売しています。

電子入札の場合、希望業者は、配置予定技術者に関する電子データを添付して、電子調達システム上に提出します(希望申請)。

希望票の提出があったときのチェックポイントですが、まず、配置予定技術者が適正に記入されているかを、下記の表を参考に確認してください。

請負金額	技術者	下請契約金額の総額	技術者	建設業の
	の専任		の配置	許可区分
3,500万円未満 (建築一式工事の場合 は7,000万円未満)	兼任可	4,000万円未満 (建築一式工事の場合は 6,000万円未満)	主任 技術者	一般建設業許可 (特定建設業許可でも可)
3,500万円以上 (建築一式工事の場合 は7,000万円以上)	専任 ※ 1	4,000万円以上 (建築一式工事の場合は 6,000万円以上)	監理 技術者	特定建設業許可 ※2

※1 兼務が認められる案件の場合は2件まで兼任可能

(専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いについて 資料編P53)

※2 予定価格8,000万円以上の道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般 土木工事、建築工事については、特定建設業の許可を入札参加条件とし、入札情報サービスに掲載する発注予定 情報及び発注予定表に「建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。」を明示する。

(特定建設業許可の入札参加条件に係る具体的取扱 資料編P47~P48)

続いて、配置予定技術者の「雇用」と「専任」を確認する必要があります。

直接的かつ恒常的な雇用関係の必要性

直接的・・・技術者と企業との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する権利義務関係 (賃金・労働時間・雇用・権利構成)が存在すること。「派遣」や「在籍出向」 では不可。

恒常的・・・入札の参加希望申込のあった日以前に、**3ヶ月以上**の雇用関係にあること。 1つの工事の期間のみの短期雇用等は認められない。

現場専任技術者の必要性

他の工現場等にかかる職務の兼務を認めないこと。

常時継続的に当該建設工事の現場に置かなければならない。

→開札日時点で、配置予定技術者がほかの工事に従事していないことを確認する必要が ある。

ただし、営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、現場における専任の配置予定技術として配置できない。 (建設業法第7条第2項、第15条第2項) (資料編P51,52)

配置予定技術者が**監理技術者**の場合の確認方法

- ・直接的かつ恒常的な雇用、有資格者証交付の有無の確認
 - →JCIS (発注者支援データベース) や、添付された監理技術者資格者証(写)で確認
- ・現場専任であることの確認
 - →JCIS (発注者支援データベース) で確認
- ・講習受講の有無の確認
 - →JCIS (発注者支援データベース) で確認や、添付された監理技術者講習修了証(写) で確認
 - ※ 監理技術者の資格者証と講習の有効期間は5年間であるため、添付された有資格者 証と講習修了証が**過去5年以内**のものでなければならない。

配置予定の技術者が主任技術者の場合の確認方法

- ・直接的かつ恒常的な雇用の確認
 - →添付された雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額 通知書の写し等)で確認
- ・現場専任であることの確認
 - →JCIS (発注者支援データベース) で確認

監理技術者と主任技術者の違いはそれぞれあるのですが、森林事務所と農業振興事務所以外は、 おそらく監理技術者を配置しなければならない工事はないはずですので、「<u>技術者の雇用関係</u> <u>を確認するために保険証の写しを添付してもらう</u>」くらいで覚えておいてください。

9. 指名業者選定委員会とは?

委員会設置の考え方は物品等と同じです。厳正かつ公平に入札参加者を選定し、指名競争入札の適正な執行をはかるために設置されている委員会です。

どこの所でもすでに設置はしていると思いますが、監査で「3名のみの少人数で構成されている」、「同一課の職員のみで構成されている(2級事業所の場合)」などが指摘されています。 委員の構成を含め、委員会の所掌事務が明確になっているか等、規程を確認してみてください。

さて、実際にどのように指名業者を選定するかですが、「等級格付工事は当該等級に属する者から、順位格付工事は予定価格に応じて順位がおおむね上位、中位、下位のうちから指名します。 (指名基準(工事請負契約) 第4)」となっています。これでは何をいっているか分かりにくいので、少し解説を付しておきます。

まず、「等級格付工事」とは、A等級・B等級と等級に分類されている工事です(資料編P5~15)。 具体的には、業種番号01から10の一般土木工事や建築工事です。

次に**「順位格付工事」**ですが、これは「等級格付工事以外の工事」(指名基準(工事請負契約)第2)という定義ですが、要するにAやBという等級がなく1位から順番に各業者に順位だけをつけている工事です。業種番号11以降がそれです。物品はすべての業種でA,B,Cという等級に分類されていますが、工事の場合、ほとんどの業種が「順位格付工事」にあたります。

そこで、指名業者を選定する場合ですが、「等級格付工事」は当該等級に属する者から選定します。つまりA等級に区分される工事はA等級の業者から、B等級の工事はB等級の業者から選定します。

一方の「順位格付工事」は具体例をあげて説明します。例えば、雨漏りがするので屋根を工事しようとし、予定価格が2,000万円であった場合を想定します。この工事は業種番号39「防水」にあたり「防水」は、建築・土木・設備の工事区分では、「建築工事」に分類されます。「建築工事」の2,000万円の案件は、等級でいうとAからEまでのD等級にあたるので、上位、中位、下位に区分すると「下位の上」くらいに当たります。そこで、仮に「防水」の登録業者が100者だとすると、だいたい60位から80位を中心に選定するということです。

これが原則ですが、発注工事が<u>①特に緊急を要する工事であるとき、②高度の技術を要する又は施行上相当困難を伴う工事であるとき、③島しょで行われる工事であるとき</u>は、直近上位以上の等級の者からも指名することができます。

また、**「優先指名」**という制度があり、①工事の施工場所近くに営業所があるもの、②発注工事と同種の工事を専業とするもの、③工事成績が優秀なもの、などは優先して指名することができることが定められています。

これがおおまかな基準で、この基準をもとに指名業者選定委員会で指名業者を決定します。<u>予</u>**定価格が500万円以上の工事の場合は原則として10者指名**です。詳細は指名基準(工事請負契約)

のとおりです。

なお従前は、島しょ地域での工事など例外規定にあたる工事を除いて、10者を指名していましたが、入札参加者数を増やし、競争性の向上を図るため、指名基準において「<u>原則として</u>10者」と改正され、10者を超えて指名してよいこととなっています。(平成29年6月9日付29財経総第597号通知により一部改正されています。)

また、これも監査の指摘事項ですが、指名業者選定委員会の議事録がない、ということもありました。委員会を開いていないのに議事録だけあるのも問題ですが、開催したら議事録は作成しておくようにしてください。

また、委員会のやり方も一応説明しておきます。各所でそれぞれのやり方で行っていると思いますが、基本的には業者選定委員会は「この業者で入札をやって良いか、悪いか」という判断です。「この中からどの業者を指名しましょうか」というものではありません。財務局の指名委員会もこのようにやっています。

10. 指名業者に渡す指名通知はどのようなものでしょうか?

見本は資料編P1にあります。これは、電子調達システムにより、業者へ送信される「指名通知書」です。

- **1** 入札:入札の締切日時です。この日時までに業者は入札を行なわなければなりません。
- **2 開札**: これは、東京都側が開札を行なう予定の日時と場所です。この時間以降に開札処理 を行います。
- **3 設計書・仕様書等**:原則として、電子調達システム上で配布することとされています(1ファイル10MB以内、10ファイルまで登録可)。設計図書等のデータが大きく、システム対応が出来ない場合に限り、例外的に郵送等で対応します。
- **4 設計説明**: 現場説明は原則行なっていません。(業者が一同に会すると、談合等不正行為 発生の可能性があるからです)。現場を見なければ積算できないような案件は、個別対応してく ださい。
- **5 契約保証金**: その業者が免除対象かどうか。「契約保証金」についても後述。
- **6 前払金**:支払うのか、支払わないのか。支払う場合は何%支払うのか。「前払金」については後述。
- **7 注意事項**:入札に関する注意事項が自動的記載されています。また、こちらが伝えたいことを追加で記載することができます。

最低制限価格を設ける場合は、必ずその旨が記載されているか確認の上(備考欄)、通知書を 発行してください。最低制限価格については後述

11. 最低制限価格の設定方法は?

契約の内容に適した履行を図るために設定します。わかりやすく言うと、この工事を適正に(手 抜きをせず、あるいは下請に無理強いすることなく等)履行するにはこのくらいは最低かかるだ ろう、というのが最低制限価格です。契約事務規則上は「工事または製造の請負の契約を締結し ようとする場合」(15条)なので、たとえば印刷物の製作も一定の要件のもと設定できますが、 ほとんど工事案件だけの制度と考えて良いと思います。

<算定方法 計算式(原則)>

直接工事費 (材料費、機器類費、労務費、運搬費等)

共通仮設費(準備費、仮設建物費、動力用水光熱費等)

現場管理費(労務管理費、租税公課、保険料等) ×0.9

-般管理費×0.55

その他費用(有価物売却費又はガス工事費等)

※ ただし、この額が、予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格の10分の7の額が最低 制限価格となります。

また、予定価格の10分の9.2を上回る場合は、予定価格の10分の9.2の額が最低制限価格と なります。

<具体例>

予定価格 11,970,000円 直接工事費 8,000,000円 共通仮設費 150,000円

現場管理費 720,000円 一般管理費 3, 100, 000円

積算基準(建築工事編)以外又は都営住宅設計基準を使用の場合				
項目	金額			
直接工事費に0.97を乗じた額	7, 760, 000			
共通仮設費に0.9を乗じた額	135,000			
現場管理費に0.9を乗じた額	648,000			
一般管理費に0.55を乗じた額	1, 705, 000			
合 計 (A)	10, 248, 000			
子学価枚に10分の7な垂じて但を頻(p) 9 2 7 0 0 0 0			

予定価格に10分の7を乗じて得た額(B)

8, 379, 000

予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(C) 11,012,400

直接工事費から現場管理費相当額を減じない

このように、(C) > (A) > (B) なので(A) が最低制限価格になります。 もし、(A) < (B) なら、(B) が最低制限価格になります。

直接工事費や共通仮設費がなにかは、各積算基準にくわしく載っています。

なお、所ではないと思いますが、<u>特例政令の規定が適用される契約(いわゆる、WTO案件)に</u>は最低制限価格を適用することはできません。

上記の例で分かるとおり、(A) の予定価格が最低制限価格となりますので、仮に予定価格の90%の10,773,500円の入札書を入れてきたところがあれば、ルール上は疑いの余地なく失格です。しかし、このたった12万千円程度多いことが適正履行の決定的根拠とするのは説明が困難です。ですので、最低落札方式では不適正履行で損害を被るおそれもありますが、このような制度上の短所もあるということも考慮に入れて、この方式を活用してください。

過去の局の入札でも1万円くらいの差で、失格と落札が分かれたことがあります。工事は多くの場合予定価格をあらかじめ公表しているので、どうしても予定価格の90%の入札書が多くなります(最低制限価格は上記の式で計算すると予定価格の90%前後となることが多く、このことは業者も知っています)。しかし、90%の入札書では最低制限価格を下回り失格となることはなくても、多くの業者が90%の入札書でいれてくることが予想されるので、くじ引きになる可能性が高くなります。そこで、失格となるリスクがあっても、予定価格の90%から少し引いた金額で入札してくる業者がいる場合があるからです。

<注意>

設備工事(電気工事・給排水衛生工事・空調工事)建築設備工事があり、 積算基準(建築工事編)を使用の場合

直接工事費の中に、専門工事部分に係る現場管理費(=現場管理費の一部に相当する額=現場管理費相当額)が含まれている。

3 埋負作ヨ領)が3 よ40 € V V S 。 積算基準(建築工事編)又は都営住宅設計基準を使用の場合				
項目	金額			
直接工事費に0.97を乗じた額	8, 730, 000			
共通仮設費に0.9を乗じた額	135,000			
現場管理費に0.9を乗じた額	1, 548, 000			
一般管理費に0.55を乗じた額	605,000			
合 計 (A)	11,018,000			
予定価格に10分の7を乗じて得た額(B) 8,379,000				
直接工事費から現場管理費相当額を減じる				

現場管理費相当額

直接工事費の1/10(昇降機設備工事では2/10)とする。

※予定価格を構成する直接工事費と明確に区分できる場合を除く。

直接工事費= (10,000,000-1,0000,000) × 0.97 現場管理費相当額10%

現場管理費= (720,000+1,000,000)×0.9 現場管理費相当額10%

担当者が使用した積算基準が、建築積算基準か否かで、最低制限価格が違ってくるので、注意する。

なお、解体工事は、従前は予定価格にある一定の率をかけて最低制限価格を算出していましたが、算出方法が変更になりました。

最低制限価格の算出にあたっては、使用する計算シートの様式を間違えないように注意してください。 (研修日時点での最新版は、平成30年5月23日付30財経総第358号で公表されているものです。)

(参照 資料編P19~29)

12. 入札保証金や契約保証金は納めさせる必要がありますか?

入札保証金に関しては物品等と同じです。見積金額の百分の三以上の納付が原則ですが、契約事務規則第31条第1項第2号により<u>指名競争入札の場合は免除</u>です。随意契約の場合はもちろん必要ありません。

契約保証金とは、契約の相手方から納付させる保証金で、相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一、契約上の義務を履行しない場合、損害の賠償を容易にすることを目的にするものです。民法第420条の損害賠償額の予定であると解されます。(資料編P52)

物品等と扱いが違いますので注意してください。

基本的には契約金額の10%以上の契約保証金が必要ですが、次の場合免除になります。

① 発注者が東京都又は他官公庁である「過去2年間の指定地域内における当該業種の完成工事(業務)経歴」を有する場合、対応する等級の範囲内で免除します。

つまり、ある業者が 「07 建築工事」の申し込み業種であり、当該期間の最高完成工事経歴が、東京都と契約した4,000万円の工事である場合は、D等級の工事(6,000万円未満)まで、契約保証金が免除されます。

② 随意契約の場合

上記①、②の場合は、免除できますが、できない場合もあります。それは次のア、イ、ウに該当する場合です。

- ア) 法人税又は法人事業税を納付していない者
- イ) 消費税等の未納者
- ウ)履行確保のため東京都が契約保証金が必要と認めるもの。

ア、イ、ウに該当する場合及び免除の等級の範囲を超える場合(上記の例の建築工事の業者で C等級以上の工事の場合)は、「履行保証保険」に加入してもらい、契約保証金を免除とするの が一般的です。

電子調達システムを使用する場合、業者選定資料に契約保証金の欄が設けられており、免除の業者は自動的に「免除」と記載されます。

「**履行保証保険」**とは、請負者が債務を履行しないため、都が契約を解除した場合に、工事の未完成部分等の再契約代金が、その工事の未完成部分等に相当する代金額を上回るときに、その差額を保険会社が支払う保険です。

具体例で説明します。都(A)が請負人(B)に建物の建築工事を1,500万円で請け負わせ、Bが3分の2の1,000万円相当額を完成させたとき、Bの責めに帰すべき事由でAが契約を解除したとします。残工事は3分の1の500万円相当額であるわけですが、残工事を他の建設会社(C)と再契約したら700万円かかってしまいました。Aは200万円だけ損をすることになります。

この場合、Bは、請負契約を締結する際に保険会社(D)と履行保証保険契約を締結して、BはD

に保険料を支払い、Dは保険事故発生とともにAに保険金を支払います。

履行保証保険に加入したら、保険証書を請負者から提出してもらいます。保険金額は請負金額の1割です(ですので上記の例では、150万円が保証の上限になるので、200万円すべてが保証されるわけではありません)。

「履行保証保険」に加入すると契約保証金は免除になります。

ただ、保険会社に保険の加入を断られるなど、どうしても免除できない場合があります。この ときは納付書を発行して、契約保証金を納めてもらってください。

この場合の注意点として、通常契約確定日は入札日の翌日ですが、<u>契約保証金を納める場合</u> は、納めた日が契約確定日となります。

また「履行保証保険」に似たもので「**履行ボンド (公共工事履行保証証券による保証)**」というものがありますが、<u>東京都は履行ボンドでは受け付けていません</u>。履行ボンドとは、保険会社が保証金額を限度として、①代替業者を選定して工事を完成させる(役務的保証)。あるいは、②約定された保証金を支払う(金銭的保証)。のいずれかの方法で保証するものです。どちらの方法で保証するかの選択は保険会社がすることになります。ですので、付保割合(保証金額の契約金額に対する割合)が高い場合は保険会社は役務的保証を選択することが多くなります。

また、入札に参加しやすい環境の整備に向けた東京都の取り組みとして、**保証事業会社による契約保証**(平成26年4月1日以降に公表する案件から適用)が始まりました。

前払金保証事業会社の契約保証について、新たに契約保証金の納付に代わるものとして認め、 契約保証金制度における中小企業の選択の幅を広げる制度です。この制度は前払金保証を受ける ことを前提としています。

◇契約保証金の免除対象について電子調達システムによる確認方法◇

工事業者情報参照画面から個別の業者情報を呼び出し、「申込業種」欄から確認したい「業種名」をクリックします。別ウインドウで「業者業種情報」画面が開くので、「格付情報」欄の「履行保証金額」の欄に記載されている内容を確認します。

例えば、「4,500千円未満」と登録されている場合は、予定金額がこの額の範囲内であれば契約保証金は免除となります。「0千円未満」となっている場合は、免除にはなりません。

関係法令

- ・地方自治法第234条の2第2項(資料編P42)
- ・地方自治法施行令第167条の16(資料編P44)

13. 契約変更事務について

工事の契約変更も、変更の可否の判断事項や注意点等の基本的なことは、物品等と変わりありません。つまり、変更前の契約と変更後の契約が同一性を持っているか、追加部分について新しく契約を行なった場合と比較し経済性はどうか、等を検討し、契約変更が妥当かどうかを判断します。

契約変更になじまないものとしては、次のようなものがあげられます。

- ① 当初契約額から総変更額が20%以上増減するもの (一般的に事業内容の同一性を失うとされます。)
- ② 単価契約での推定総金額の変更(推定総金額を超える部分は別契約です。)
- ③ 工期末日での変更・工期末における工期変更を含む変更
- ④ 工期末の変更で、請負金額の10%相当額又は800万円以上の変更
- ⑤ 当初契約と異なる業種内容を含む変更
- ⑥ 当初施工場所と異なる施工場所での施工
- ⑦ 部分的に一度取止め、それを再度計上するもの(一体性が乏しい)
- ⑧ 積算ミスによるもの

これらは基本的に契約変更に馴染まないので、別契約により対応します。

<具体例>

建物柱の強度不足が判明し、鉄筋を増量したい→契約変更 床下OA配線工事で、OA機器も同時に設置したい→別契約 道路舗装厚の不足が判明し、舗装厚を増量したい→契約変更 街路築造工事で、当初の施工延長を300m伸ばしたい→別契約

工事契約の変更で物品等との違いがある場合もあります。例えば、軽易な設計変更に伴う変更 を一括して変更することが認められています。

なお、工事契約で軽易な設計変更等が発生した場合は、業者からの「協議書」を受けて、東京都が「指示書」を出すことでその都度、変更する内容を確認しています。そして、工事完了後に、協議してきた内容を反映させて、契約変更事務を行います。

また、工事契約では前述のとおり、積算内訳書は契約関係書類とならないので、変更起案文書には変更積算内訳書が必要になります。

物品等の場合は、業者の積算内訳書が契約の一書類として、契約書とともに袋とじされている ため、その積算内訳書を作成したのがたとえ業者であっても、その内容(単価等)に関しては最 終的に契約者双方で合意したものとなります。ですので、変更の際に使用する単価は、都の起案 時に積算したものではない、ということです。

では、工事の場合はどのように積算内訳書を作成するのかですが、これも各積算基準(建築・土木等)に詳しく出ています。工事の種類によって積算の仕方が違うので一概には言えませんが、ごく単純化して言うと、当初契約金額 / 当初工事費 で落札比率を求めます。変更工事価格

を積算し、それに落札比率をかけ変更契約工事価格を求めるという具合ですが、端数処理の仕方 や有効桁数等いろいろあるので必ず積算基準で確認してください。

おどかすつもりではないのですが、過大に積算したときはともかく(もちろんちゃんとやれとは言われますが)、過小に積算した場合は、都に損害を与えたということになってしまいますので注意してください。

また、これも物品等との違いですが、**契約金額を伴う契約の変更を行なったときにはその内容を公表する**ことになっています。特に「変更の理由」欄の記載には、十分注意して記載してください。

原契約締結後の条件変更は、新規受注機会を阻害し、ややもすると、受注者に有利なように便宜を図ったとも見られかねません。このため、当該案件の競争入札時に落札できなかった者等からの批判(この条件なら私の方が安くできた、この金額なら我々のような上位格付業者に発注されるべき案件であった等)に耐えうるだけの変更理由が必要です。

また、契約変更の是非を判断するにあたり、なぜ変更する必要があるのかは重要な要素です。 何をどう変えるのかの説明だけでなく、なぜ変える必要があるのかを、十分に説明する必要があ ります。

このほかの事務手続きは物品等と同じです。工事変更の起案をもとに契約変更の起案を行ない、 業者へ**「協議書」**を送り、**「承諾書」**をもらいます。手続きとしてはそれだけです。ですので 変更内容のチェック(特に積算内容と変更理由)の方に多くの時間がかかると思います。

「承諾書」にも<u>収入印紙が必要</u>になります。これは減額変更の場合も同じです。 収入印紙の額は契約書記載額なので、変更後の金額のみを記載しないで、その差額(変更額)

も記載すれば、差額分に対応する金額の印紙だけで済みます。**減額変更の場合は200円**です。

14. 前金払はどのようなときにできますか?

前金払については、会計事務規則第84条に記載されています。その中で、契約で比較的多く使う条項は、第3号 補助金、負担金、交付金及び**委託費** と 第4号 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入に要する経費 ですが、工事の場合は、自治令附則第7条による特例としての前払金制度で、東京都契約事務規則第44条 (規程集P14)と東京都公共工事の前払金取扱要綱(規程集P337~)によります。

それらによると、対象となる工事は、<u>予定価格が150万円以上の工事</u>です。また支払率は、<u>土</u> 木・建築・設備工事は契約金額の4割を超えない額、設計、監理業務の場合は契約金額の3割 を超えない額、となります。

また、<u>契約金額が50万円未満の工事は事実上(規程上ではなく)前金払ができません</u>。これは工事特有の制度なのですが、工事の場合、前払いを受けるには前払保証会社の保証が必要になりますが、保証会社の内部規定により50万円未満のものは保証を受けられないことになっているからです。保証を受けたときは、その保証証書を都に提出させてください。

また、工事の場合は、<u>前払金に10万円未満の端数金額があるときはその端数は切り捨て</u>ます。 さらに、前金払の対象となる工事かどうか、前金払の率はどうかについては、契約条件としてあ らかじめ入札参加者に提示しなければなりません。実務では、電子調達システムで案件登録をす る際に入力し、発注予定表に表示します。

そもそも、工事と物品等では前金払に対する考え方が違うみたいです。

『「前金払」が認められるのは、物品等の買入れやその他の請負の場合は、前金で支払わなければ契約しがたいもので、ただ単に相手方が前金払を強く要望し、これを契約の条件としているだけでは該当しない。(行政実例 昭和29.9.10)』とあるように、物品等の場合、発注者(委託者)側がスムーズに契約を締結するための制度としての側面が強くあります。

一方工事は、契約をスムーズに行なうという側面ももちろんあるのですが、東京都公共工事の前払金取扱要綱に「工事主管部所で、予算上やむを得ない理由があると認めるときは支払わないことができる」とあるように、要件に合致してさえいれば、基本的には支払うという考え方です。これは工事の場合、工事の着手時に多額の費用を必要とするからです。

また、たとえば委託契約の場合では、契約金額の100%を前金で支払うことも可能ですが、工事は上述のとおり40%が上限です。前述のとおり工事は請負契約ですので、仕事の完成と契約代金の支払が対価関係にあるので、前金払の支払にはおのずと理論上の限界があります。一方委託契約の場合、それが民法上の委任契約に当たる場合は、一定の目的に従い事務を処理するのが目的で、必ずしも仕事の完成を目的としていないので100%の前金払も可能となります。

15. 下請の禁止とはどういう意味ですか?

請負人が自ら引き受けた仕事の完成をさらに第三者に請け負わせることを下請負といいます。

建設業法第22条第3項では、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、 例外的に一括下請負を行うことができると規定しています。しかし、公共工事においては同項の 規定の適用はなく、発注者の承諾の有無とは関係なく、全面的に一括下請負は禁止されていま す。このことは、「入札契約適正化法」第12条(規程集P906)に規定されています。

では、「一括下請負」とはどのようなものでしょうか。「一括下請負」とは、元請負人が請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合のことです。ただし、元請負人がその下請工事の施行に実質的に関与していると認められる場合は、一括下請負に該当しません。この「実質的に関与している」とは、元請負人自らが総合的に企画、調整、指導を行うことをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは該当しません。

もし、この「一括下請負の禁止」に違反した場合は、建設業法により指示処分、営業停止処分又は許可取消処分の対象になります。営業停止処分を受けたときは、都の指名停止措置要綱に該当しますので、一定期間指名競争入札に参加することができなくなります。

では、なぜ「一括下請負」は全面的に禁止されているのでしょうか。その理由は以下のとおりです。

- ①発注者が建設業者を選定する場合は、過去の施工実績、施工能力、社会的信用等を様々な角度から評価するものあり、それを一括して他人に請け負わせることは、発注者が当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになる。
- ②一括下請負を容認すると、<u>中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施行の</u> 責任の不明確化等が発生することにもなりかねない。

また、具体的に一括下請負に該当するものはどのようなものがあるでしょうか。

- ①建築物の電気配線の改修工事おいて、電気工事のすべてを下請負させ、それに伴い生じた内装 仕上工事のみを元請負人が施工する。
- ②戸建住宅10戸の新築工事で、そのうち一戸の工事を下請負させる場合。
- ③道路改修工事2kmを請け負い、そのうち500mを下請負させる場合。

これらはすべて一括下請負に該当します。②、③は請け負った工事の一部分で、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合で、これらも「一括下請負」に該当します。仮に③の場合で道路に砂利を敷く必要があり、それを2Kmすべて他の業者に請け負わせても一括下請負にはあたりません。

16. ほかに物品等の契約との違いはありますか?

工事はその性質上、物品等と契約上の考え方や、制度が異なる場合も少なくないので、以下に その違いをあげておきます。あまり工事契約は関係ない部所も多いと思いますが、参考までに。

1. 見積期間が法定されています

適正な見積期間を確保するという趣旨で、建設業法施行令第6条により次のとおり定められています。ですので、これ未満ですと法令違反ということになります。ご注意ください。

(ア) 予定価格が500万円未満の工事	5 日以上※
(イ) 予定価格が500万円以上5000万円未満の工事	10日以上
(ウ) 予定価格が5000万円以上の工事	15日以上

※ (ア)の法定期間は1日以上ですが、平成24年12月11日付24財経総第1711号「契約事務の執行に当たり留意すべき事項等について(通知)」(資料編P45)により、東京都では5日以上としています。

ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ) (ウ)の期間は、5**日以内に限り短縮することができます。**

2. 見積書はすべて税抜きのものを徴取します

物品等は、請書により処理することができる契約では、見積書は税込のものを徴取することになっていますが(規程集P.103)、工事の場合は小額のものでも税抜きの見積書を徴収してください。物品等は消費税込の市場価格が設定されているものもあるので例外処理が認められています。ですので、理論上は税抜きが原則で、税込が例外です。ただ、数では例外の方が多いので念のため。

ここで「請書」という言葉がでてきたので、物品等との違いとはまったく関係ありませんが、 余計なことかもしれませんが注意事項を一つ。工事は**契約価格150万円未満は「請書」で処理で** きます。(資料編P45)

当然ですが、これは「できる」ということで、請書を使わなければならないという意味ではありません。というのは、起工をする人と契約担当者が違う場合、起工をする人が標準契約書を使うことを前提に図面や特記仕様を作っていることがあるからです。この場合に請書を使ってしまうと、かなり解釈の空白部分が発生してしまいます。

3. 下請セーフティネット債務保証

この制度の対象が1,000万円以上の工事なので、ほとんどが局契約になりますので、ここでは 細かな説明はしないで、概要のみ説明します。

かなり強引にひとことで説明すると「工事請負代金債権(工事代金)の譲渡を認める」という ものです。一般的に(差し押さえ等でない限り)都は債権譲渡を認めていません。しかし、この 制度は例外として元請企業の施工途中における運転資金の調達を可能にするために債権譲渡を 認めるという制度です。債権を譲渡することで工事の完成前に譲渡先から工事代金をもらえると いう仕組みです。

これがなぜ「下請セーフティネット」かというと、債権譲渡を受けることができるのは、(財) 建設業振興基金だけなので、債権譲渡をうけた元請企業が倒産しても、基金が代わりに下請企業 に工事代金を支払うということができるからです。

4. 成績評定制度

対象

工事・・・・・・契約金額が250万円を超える案件

設計等委託・・・・・起工金額が100万円を超える設計、測量、地質調査、監理業務

- ・ 完了検査合格の日から14日以内に監督員及び検査員が評定を行う。
- ・ 受注者に通知する。
- 契約事務主管課長へ送付する。
- ・ 苦情申し立て制度あり。

設計等委託の成績評定結果の活用

- 指名停止・優先指名の実施
- 60点未満 指名停止(指名競争入札に準じて行われる随意契約を含む)
- 75点以上 優先指名(同 上)